

二葉地区

防災福祉コミュニティ

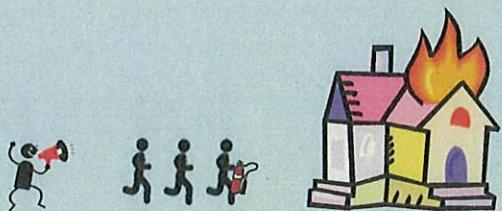
地域おたすけガイド

平成 29 年 9 月作成

二葉地区防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイドについて…

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。
- (3) しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。
- (4) ぜひ、皆さんの防コミで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していくましょう。



1 運営本部の設置基準

- ・震度5弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報又は津波警報が発表された場合、地震による被害が拡大する恐れがある場合。
- ・特別警報が出された場合。
- ・上記のほか、地域内に避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合。
- ・その他、本部長が必要と認めた場合。

2 活動方針

阪神・淡路の教訓で、近隣の方々で助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

3 役員参集場所等一覧

防コミ運営本部	ふたば学舎（市立地域人材支援センター）				
防災資器材庫	ふたば学舎（市立地域人材支援センター）東側倉庫				
緊急避難場所	名称	※災害ごとの注意事項		備考	避難所
		土砂	洪水	津波	
津波緊急待避所	ふたば学舎 (市立地域人材支援センター)	○	○	×	津波時は、国道2号線より北に避難 避難所は若松公園
	駒ヶ林小学校	○	○	×	〃
災害時要援護者 台帳保管場所					
防災行政無線 保有者	新長田あんしん すこやかセンター	駒ヶ林民生委員 各町民生委員			
	ふたば学舎 二葉地域福祉センター	駒ヶ林公園 駒2・3・4南部 自治会長宅		旧駒ヶ林保育所 駒6自治会長宅	
地域内危険箇所	木造密集地域多数	二葉5丁目15番付近 浸水危険有り		駒ヶ林町1丁目10番付近 浸水危険有り	
その他 必要な事項	津波時の防コミ運営本部は、 <u>駒ヶ林中学校</u> に設置				

※「災害ごとの注意事項の見方」

- ・避難所の欄に○のある施設は避難所として利用が可能です。
- ・×：警戒区域などの中に入るため、原則、利用できない施設。

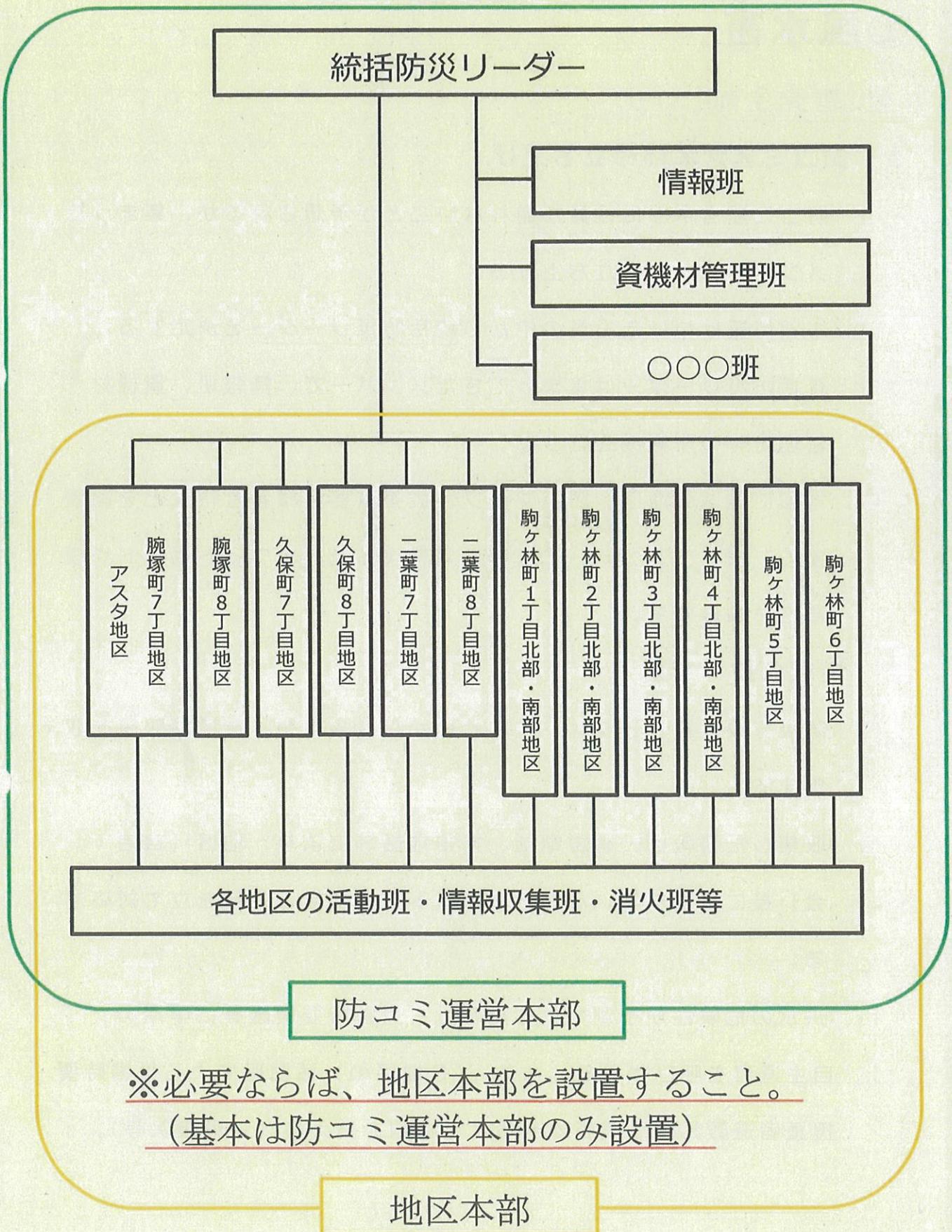
神戸市立地域人材支援センター 防災資機材庫

鍵保管場所：副部長（）宅

鍵保管者：

用途	品名	個数	用途	品名	個数
消 火 用	小型動力消防ポンプ	1	被 服 類	軍手	57
	消防用ホース(50mm)	1		腕章	15
	消火栓キー	2		ジャンパー	18
	スタンドパイプ	1		ヘルメット	58
	消火器	5		皮手袋	27
	訓練用消火器	11			
	強化液消火器	6			
	組立水槽	1		投光機	2
	オイルパン	3		コードリール	4
	布バケツ	77		オイルパン	3
救 助 ・ 救 急 用	担架	3		メガホン	2
	救急セット	2		鍋	1
	チェーンソー	1		まな板	3
	ジャッキー	6		包丁	2
	つるはし	10		ポリタンク	10
	バール	2		コンロ	3
	梯子	1		リヤカー	1
	のこぎり	10			
	スコップ	36			
	おの	3			
	ハンマー(大)	10			
	バール	2			
	ボルトクリッパー	5			
	コンクリート破碎器具	1	その 他	MEMO	
	ロープ	2			
	台車	2			
	1輪車	2			
	携帯用電灯	4			

組織図



□は、その行動が完了したら✓をつける。

①風水害

【災害発生前】

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まつたメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報班、資機材管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、地区（自治会）長に伝達する。なお、地区長不在の場合、代役を立て対応する。
- 洪水の危険性が予測される場合は、災害時要援護者に早期の自主避難を呼びかける。また、（各地区の）活動班による災害時要援護者避難誘導が実施できるよう体制を整える（人員確保等）。

3 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

4 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水の危険性が予測される場合、災害時要援護者に対して、（各地区の）活動班により避難誘導を実施する。

5 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の確保をする。

①風水害

【災害発生直後】

1 防コミ運営本部による指揮

- (【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる。)
- 情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各地区に活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- (各地区的)活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2 地区毎の災害対応

- 防災活動が可能な場合は、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 地区長（単位自治会長等）は「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

3 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、地区長に伝達する。
- 有線電話、携帯電話等により、地区長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

4 安否確認

- 事前に用意している災害時要援護者台帳に基づき安否確認を行う。

- (災害時要援護者台帳を事前に用意していない場合は、) 民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。

5 救出・救護

- 二次災害に注意しながら、地区単位で防災資機材等を使用し、被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。搬送できない場合、119番通報を行う。

6 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

7 緊急避難場所・避難所の開設

- 区役所職員やNPOふたばと協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。

は、その行動が完了したら✓をつける。

②地震

【災害発生直後】

個人の行動

1 地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミニ運営本部の立ち上げ

- 防コミニ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報班、資機材管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模

造紙を準備する。

- 情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各地区に活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- （各地区的）活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2 地区毎の災害対応

- 防災活動が可能な場合は、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 地区長（単位自治会長等）は資機材庫で、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

3 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、地区長に伝達する。
- 伝令等により、地区長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

* 地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。



4 安否確認

- 事前に用意している災害時要援護者台帳に基づき安否確認を行う。
- (災害時要援護者台帳を事前に用意していない場合は、) 民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。

5 消火活動

- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りをする。
- 地区単位で耐震性貯水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。

* 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

6 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、地区単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
* 救出にはジャッキやバー、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

7 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

8 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

9 緊急避難場所・避難所の開設

- 区役所職員や NPO ふたばと協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。



は、その行動が完了したら✓をつける。

③津波

【地震発生直後】

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 市からの情報が無くても、強い揺れや長い揺れを感じた時は、津波が発生すると判断し、駒ヶ林中学校に運営本部を設置する。
- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報班、資機材管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、地域津波防災計画（津波避難マップ）、災害時要援護者台帳などを配置する。
また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- （各地区の）活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から津波警報、津波注意報等を収集するとともに、有線電話、携帯電話等を使用して、地区長に伝達する。

- 災害時要援護者に直ちに避難を呼びかける。

3 避難支援

- 地区内の住民は、直ちに避難が困難な災害時要援護者の避難支援を行うとともに、避難の際には「津波が来るから逃げろ！」等の呼びかけを周囲に行いながら、率先して避難する。
- 浸水想定区域外への避難が困難なときは、地域内の津波緊急待避所に避難する。

は、その行動が完了したら✓をつける。

④共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

2 避難所の運営

- 区役所職員やNPOふたばや災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮。
- 災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と区分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。

- 福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。

3 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知

4 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

【参考】

避難情報の種類	
避難準備・高齢者等 避難開始	<input type="checkbox"/> 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。 <input type="checkbox"/> その他的人は、避難の準備を整えましょう。
避難勧告	<input type="checkbox"/> 速やかに避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。
避難指示（緊急）	<input type="checkbox"/> まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。

災害時要援護者とは

災害が発生した場合、避難等に特に支援を必要とする方。

- ・障がいのある方
- ・介護が必要な方
- ・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・難病患者、乳幼児、妊娠婦のほか、災害時に負傷した方など自分で避難することが難しい方

情報収集・伝達

- 1 ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 2 地域内の災害情報を把握する。

情報収集・伝達手

1 情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

(1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

(2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

(3) 各地区からの情報収集

2 情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

安否確認

1 安否確認情報の収集

2 安否不明者の確認

訪問先での確認手順

1 外観の確認

建物に甚大な被害がないかを確認してください。

2 声かけ・呼びかけ確認

門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

3 ドアをノックする

応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。

4 庭、勝手口等の確認

状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

救出・救護活動

- 1 防災資機材（ジャッキ、のこぎり、バール等）を活用し、協力して救出活動を行う。
- 2 救護（応急手当）を実施する。
- 3 自己へ安全

救出・救護手順

1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり、倒壊しないようにロープ等で支持及び固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

消火活動

- 1 耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う。
- 2 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

1 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (3) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

2 ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ及び引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

3 送水の時期

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

災害時要援護者の避難支援

- 1 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する
- 2 必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。

避難支援のポイント

- 1 一人暮らし高齢者
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
- 2 寝たきりの要介護高齢者
避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
- 3 認知症の人
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
- 4 視覚障がい者
音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。
- 5 聴覚障がい者
補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。
- 6 言語障がい者
手話、筆談等によって状況を把握することが必要。
- 7 在宅人工呼吸器使用者
避難所での電源確保が必要。